

**伊予市総合計画策定審議会の委員を募集します
(行政改革大綱)**

行政改革・政策推進室(内線668)

市では、第1次伊予市総合計画の主要施策に行財政改革を掲げ、行政改革大綱(平成18〜22年度)を策定し、「市役所を変えるときともに、わかりやすい市役所づくり」「地域の自立と協働の社会づくり」を目標とする改革に取り組みでいます。

本年度、この大綱の計画期間が終了するにあたり、これまでの取り組みと成果を見極めたうえで、行政改革に向けた新たな大綱を策定するため、「総合計画策定審議会」の構成員となる公募による市民の皆さんを次のとおり募集します。

■審議会の開催

11月から1月までの間に5回を予定

■選考方法

『ひと・まち・自然が会おう郷(自立を目指す多様な地域が、交流と協働のまちづくりを行うことにより、共生するふるさと)づくり』を題材にした作文(400字程度)による作文審査(審査結果は、全員に通知します。)

■応募方法

応募用紙に応募の動機を記入し、作文を添付して、直接または郵送・Eメールで提出してください。(応募書類は返却しません。)

■応募期限

10月22日(金)【必着】

※応募用紙は、行政改革・政策推進室で受け取るか、または伊予市ホームページからダウンロードできます。

■提出先・問い合わせ

行政改革・政策推進室
(〒799-3193、伊予市米湊820番地、Eメール policy@city.iyo.lg.jp)

市では、水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、「伊予市上下水道事業運営審議会」を設置しました。

今回、水道料金及び下水道使用料を改定するにあたり、市民の皆さんのご意見を反映させたものとするために、「上下水道事業運営審議会」の構成員となる公募による市民の皆さんを次のとおり募集します。

■応募資格

○本市の水道及び下水道について関心のある方
○市民として1年以上経過している満20歳以上の方
○本市の他の審議会などの役員に選任されていない方

○行政機関の職員でない方
○上下水道に関する職を専門としていない方

■募集委員

公募による市民 3人

■他の構成員

学識経験者など 12人

■任期

委嘱の日から審議が終了するまで

水道課(内線711)

■報酬

市の規定による報酬(日額)を支給

■審議会の開催

各5回を予定

■選考方法

応募書類による審査(審査結果は、全員に通知します。)

■応募方法

所定の応募申込書に、応募動機などを記入し、直接、または郵送、Eメールで提出してください。(応募書類は返却しません。)

■応募期限

10月22日(金)【必着】

※応募用紙は、水道課で受け取るか、または伊予市ホームページからダウンロードできます。

■提出先

水道課(〒799-3193、伊予市米湊820番地、Eメール soudou@city.iyo.lg.jp)

■応募資格

市内に在住する20歳以上の方

■募集委員

公募による市民 3人

■他の構成員

学識経験者など 7人

■任期

委嘱の日から審議が終了するまで

■報酬

市の規定による報酬(日額)を支給

伊予市上下水道事業運営審議会の委員を募集します

**雨水を利用して、節水をしましょう
雨水タンクの設置などに上限3万円を補助します**

市民生活課 (内線5355・536)

市では、節水型まちづくりの一環として、雨水貯留施設の設置と不用浄化槽を雨水貯留施設に改造する方に対して補助金を交付しています。

■補助の対象者

・市内で自らが居住する住宅(店舗・事務所などの併用住宅を含む)の敷地内に設置する方

・市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料を滞納していない方

■対象となる雨水貯留施設

・建物の屋根、ベランダに降った雨水を利用するために貯留する施設で、次のいずれにも該当するもの

○貯留容量が100リットル以上で、市販されているもの

○水漏れしないもの

○貯留した雨水を汚染することがなく、かつ、日光を遮断できる材質、または構造であるもの

○貯留した雨水の蒸発及びほこりなどの混入の防止、並びに内部の清掃が可能な構造であるもの

■補助金額

購入価格の2分の1以内(上限

3万円)

※本体価格及び本体に附属する架台・ポンプその他の設備の価格の合計額で、消費税及び地方消費税を含む。

■申請に必要なもの

・申請書(市の所定の様式)
・購入代金の支払いを証明できる書類

・雨水貯留施設の貯留容量・材質などの仕様を明示した書類

・設置状況を示す写真(遠景・近景各1枚)

・住宅などを借りている場合は、所有者の承諾書

※雨水貯留施設を購入する際は、雨どいの形状や大きさなど、設置ができるかどうか、販売者とよくご相談ください。

不用となった浄化槽を雨水貯留施設に改造する場合も、補助金を交付しています。詳しくは、市民生活課にお問い合わせください。

国勢調査

ただいま、調査を行っています
調査票の記入はお済みですか？

～もれなく、正確にご記入を～

10月11日(月)までに、調査員が受け取りに伺いますので、調査票は大切に保管してください。調査票が届いていない方は、至急ご連絡ください。
※国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください。

■問い合わせ まちづくり創造課(内線588)


=10月の市税納期=

今月の市税の納期は次のとおりです。

	納期限	口座引落日
市民税・県民税 普通徴収 (第3期) 国民健康保険税 普通徴収 (第4期)	11月1日(月)	10月27日(水)

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

**中山地区
総合防災訓練**



～「その時、何かができるか！」みんなで考え体験し、
「まさか」の災害に備えましょう～

■日時 10月31日(日) 8:30～12:00

■場所 中山高校グラウンド(小雨決行)

■内容 避難訓練、初期消火訓練、自主防災初期救出訓練、救助訓練、応急救護訓練、建物倒壊救助訓練(愛媛県消防防災ヘリコプター参加)、火災防ぎょ訓練など
《展示・体験コーナー》
防災グッズの展示、起震車体験、濃煙体験、非常用食料品の試食など

■問い合わせ 中山地域事務所 ☎967-1111

光と風と香りの翠小学校で学んでみませんか？
平成23年度「翠小学校」校区外通学の募集

学校教育課（内線716）



平成23年度の保育園児を募集します

福祉課（内線538）

市では、平成23年度の保育園児を次のとおり募集します。

■入所できる児童の条件

- 次のように、児童の保護者などが家庭において保育できない場合に限ります。
- 昼間いつも外に出て働いている場合
- 昼間家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- 母親が出産の前後である場合
- 病気・身体障害者などの場合
- 長期にわたり、病人・身体障害者などの看護にあたりている場合
- 災害を受けた場合
- その他、市長が必要と認められた場合

※入所申込書は、福祉課、各地域事務所、各保育所にあります。

※産休・育休明けの入所予約を受け付けています。

※現在入所中の児童について、来年度も継続して入所を希望する場合は、保育所に継続入所申込書を提出してください。

※期間外での申し込みについては、4月からの入所ができない場合があります。

平成23年度から翠小学校は、校区に関係なく通学ができるようになります。

体験入学や授業参観・訪問なども実施しています。

■翠小学校の特色

- ・ホタルが飛び交う自然の豊かさ
- ・さまざまな体験学習による特色ある学校づくり
- ・工口改修された木造校舎
- ・小人数指導によるきめ細やかな教育

■応募資格

- ① 児童と保護者が、伊予市に住所を有していること。

② 保護者は、登下校に責任を持つこと。（送迎車両は現在検討中）

③ 原則として、就学の開始は年度当初からとし、以降1年以上通学する意向があること。

④ 保護者は、翠小学校の教育方針を理解し協力すること。

■募集対象

すべての学年で募集します。

■申請方法

校区外通学を希望する方は、翠小学校、または学校教育課に置いてある校区外通学許可申請書に必要事項を記入し、学校教育課に提出してください。

■申請締切日

平成23年1月11日(火)

■体験入学・授業参観・訪問

■体験入学の実施日

10月17日(日)

■授業参観・訪問

授業参観や訪問を随時受け付けます。

※体験入学、授業参観・訪問については、

翠小学校（☎98615031）に直接ご連絡ください。

■申込期間

10月1日(金)～29日(金)(8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日を除く。)

■申込先

福祉課、各地域事務所、各保育所

■募集定員

保育所名	定員	所在地	電話番号
ぐんちゅう保育所	120人	米 湊	982-0953
みどり保育所	45人	上 吾川	982-0448
うへの保育所	75人	上 野	983-4339
なかむら保育所	70人	中 村	982-1562
おおひら保育所	45人	大 平	983-1442
とりのき保育所	90人	下 吾川	982-0409
さくら幼児園	60人	米 湊	982-0614
中山保育所	90人	中 山	967-0808
佐礼谷保育所	30人	佐礼谷	968-0400
上灘保育所	90人	上 灘	986-0446
下灘保育所	45人	下 灘	987-0300

市の施設を管理するための「指定管理者」を募集します

市では、次の施設の指定管理による管理運営が平成22年度末で終了することから、新たに指定管理者を募集します。指定管理者の申請が複数の場合は、審査によって選定します。

■指定管理による

管理運営を予定している施設

- ① 伊予市なかやま特産品センター
- ② 伊予市なかやまウッドクラフトセンター
- ③ 伊予市なかやま木工クラフト体験施設
- ④ 伊予市なかやまそば打ち体験施設
- ⑤ 伊予市なかやま優良木材活用モデル施設
- ⑥ 伊予市なかやま木材工芸品等販売施設
- ⑦ 伊予市なかやま穀類等乾燥調製施設
- ⑧ 伊予市ふたみシーサイド公園
- ⑨ 伊予市児童館「あすなろ」

■提出書類

・施設指定管理者指定申請書(市の所定の様式)

- ・法人は、法人の登記簿謄本
- ・非法人は、団体代表者の身分証明書

・定款、規約などの書類、またはこ

れらに相当する書類

- ・申告書(市の所定の様式)
- ・国税、地方税の完納証明書、または納税義務がない旨の理由書
- ・管理を行う公の施設の事業計画書
- ・管理における収支計画書

■経営状況などを説明する書類

- ・前事業年度の収支計算書、またはこれらに相当する書類
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録、またはこれらに相当する書類
- ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書

- ・団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ・団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類、またはこれらに相当する書類

■申込期間

10月1日(金)～25日(月)

※詳しくは、伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.lg.jp>)をご覧ください。

■問い合わせ

①～⑧については、

産業経済課(内線572)

中山地域事務所(☎967-1111)

双海地域事務所(☎986-1111)

⑨については、

福祉課(内線538)

安心して農地の貸し借りができます

農業委員会事務局(内線577)

農業委員会では、4月と10月の年2回、農業後継者に農地を集積

することを目的として、農地の貸し借りを「利用権設定等促進事業」の申出受付を行っています。

この事業で、農地の貸し借りをすると、貸借期間終了と同時に農地が返還されますので、安心して貸し借りができます。

■申出受付期間

10月1日(金)～20日(水)

■申込方法

利用権設定申出書に必要事項を記入し、地区担当農業委員の確認を押印後、農業委員会事務局、または地区担当農業委員に提出してください。

※詳しくは、農業委員会事務局、または地区担当農業委員にお問い合わせください。

ホフ ステッフ 消費者カ

◆携帯サイトの架空請求

携帯電話に「総合情報サイトの退会手続きができていないので、延滞料金が発生している。このまま放置すると、自宅に回収に行く。至急連絡するように」とのメールがありました。どうすればいいでしょうか？

《アドバイス》

身に覚えのない架空請求メールは誰にでも送られてくる可能性があります。電話をかけたり、返信したりしないでください。個人情報が出され、繰り返し請求されることもあります。

心配なときは、ご相談ください。万一、支払ってしまった場合は、すぐに警察に連絡しましょう。

お問い合わせ・ご相談は、

消費者相談窓口(産業経済課)

専用電話 ☎982-1289

※月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

10月1日は浄化槽の日
浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を受けていますか

下水道課（内線599）

○年4回以上の保守点検

浄化槽は、機能を維持するために年4回以上（形式により回数が違う場合があります。）の保守点検が必要です。保守点検業務は、知事登録を受けた「浄化槽保守点検業者」に必ず依頼してください。

○定期的な清掃

浄化槽は年が経過すると、槽の中に汚泥がたまりやすくなります。たまりすぎると水質低下や悪臭の原因になります。1年に1回以上（全バツキ式は半年に1回）の清掃が義務付けられています。

○法定検査の受検義務

《7条検査》

検査日：使い始めて3か月から5か月の間

検査内容：工事状況、BOD検査などの総合的な設置状態の判定

《11条検査（毎年1回）》

検査日：毎年11～12月

検査内容：放流水のBOD検査などの機能判断

※検査は、(社)愛媛県浄化槽協会が行います。

保守点検＋清掃＋法定検査
 「らくらく一括契約」が
 おすすめです

■対象地区：本庁地区

■メリット

- ①個別に行っていた保守点検・清掃・法定検査を同時に契約
- ②年間の費用がお得（右下表）
- ③保守点検、清掃、法定検査を確実に実施
- ④浄化槽のトラブルに迅速な対応

■問い合わせ

○らくらく一括契約に関すること
 中予浄化槽管理協同組合
 ☎92315608

○清掃に関すること

本庁地区：(有)伊予環境保全
 ☎98212587
 中山地区：大山衛生社
 ☎98411699

双海地区：(有)松下衛生社
 ☎98710230

○法定検査に関すること

(社)愛媛県浄化槽協会
 ☎92512661

合併処理浄化槽維持管理などの料金表

浄化槽	一般の契約	
	点検	清掃 検査
5人槽	23,730	21,000
	5,000	49,730
7人槽	25,510	26,250
	5,000	56,760
10人槽	28,030	42,000
	5,000	75,030



浄化槽	らくらく一括契約	
	点検	清掃 検査
5人槽	22,050	17,850
	5,000	44,900
7人槽	24,150	23,100
	5,000	52,250
10人槽	26,250	36,750
	5,000	68,000

※7条検査を受検する場合は、検査料が6,500円になります。

漏水調査にご協力を！

市では、埋設している水道管の漏水調査を実施しています。この調査は、配水管を路面音調で調査するため、夜間に行います。また、調査結果によっては、宅内のメーターを点検する個別調査（昼間作業を行うこと）もあります。ご理解とご協力をお願いします。

水道課（内線714）

・昼間作業 9時～17時

・夜間作業 22時～5時

■委託業者

・本庁地区：(株)コスモリサーチ（福岡市）

・中山・双海地区：(株)日本漏防コンサルタント（徳島市）

■水道メーターの取り替え

市は、検定が満期となった水道メーターの取り替えを行っています。取替工事は、伊予市指定給水装置工事業者が行います。

※取替期間：平成23年1月下旬まで
 ※水道メーターの取り替えは無料です。

■調査時間

・本庁地区全域
 ・中山・双海地区の一部

■調査期間

平成23年1月下旬まで

■調査区域

・本庁地区全域
 ・中山・双海地区の一部

ご存じですか？年金の手続き
知らずに損していませんか？

健康保険課（内線547）

任意加入制度について

国民年金の受給資格を満たしていないから、将来年金が貰えないのでは、と心配されている方はいませんか？

国民年金は、60歳の誕生日を迎えると加入する資格を失います。しかし、老齢基礎年金の受給資格期間(30月)を満たしていない方や、受け取れる年金を満額(480月)に近づけたい方は、国民年金へ任意で加入することができます。また、海外へ転出する人も、希望すれば任意加入ができます。その場合、国内の親族の方に協力者になってもらい、保険料を納めてもらうようになります。

※昭和40年4月1日以前生まれの方については、70歳になるまでの間で、受給権を満たすまで加入ができます。ただし、65歳までに受給資格期間(30月)を満たしていない場合に限りません。

付加年金制度について

将来に受け取る年金を増やしたいと考えられている方に、付加年金という制度があります。これは

第1号被保険者や任意加入被保険者の方が、希望により利用できます。

月々の定額の保険料に付加保険料(1か月400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされて受給できるようになります。1年間に受け取る付加年金額は、200円×(付加保険料納付月数)です。ただし、国民年金基金に加入中の方は利用できません。

なお、任意加入及び付加年金は、申請日からの加入となり、いつでも申請により辞退することができます。しかし、付加年金については、保険料を納付期限までに納めない資格を失うこととなりますのでご注意ください。

■問い合わせ

松山西年金事務所
92515105

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(8月末日現在)

	8月	累計	前年比
発生	16件	119件	-20件
死者	0人	3人	+2人
傷者	18人	162人	-18人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(8月末日現在)

	8月	累計	前年比
侵入盗	4件	29件	-21件
自動車盗	1件	4件	±0件
オートバイ盗	2件	9件	-4件
自転車盗	11件	42件	+7件
車上ねらい	4件	27件	-4件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く)は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
10	2(土)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	3(日)	佐伯工業所	灘 町 983-1244
	9(土)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487
	10(日)	K・シマダ	下吾川 983-6553
	11(月)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	16(土)	(有)栄電機設備	中 山 967-1318
	17(日)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	23(土)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	24(日)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	30(土)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
11	31(日)	未来設備	尾 崎 983-5282
	3(水)	功栄設備	中 村 982-5888

※業者への依頼は、8:00~17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
く地震発生！その時あなたはこうする？く

伊予消防署 ☎ 982-0657

地震が起きたとき、身の安全を守る事が最優先です。パニックにならずに落ち着いて、安全な場所に避難しましょう。



屋内で地震が起きたとき

①身の安全を守る

- ・急いでテーブルの下に隠れる。
- ・座布団などで頭を保護する。
- ・慌てて外に飛び出さない。

②逃げ道を確認する

揺れの合間をみてドアや窓を少し開け、逃げ道を確認する。

③火の始末をする

- ・揺れが小さい場合は、すぐに火の始末をする。
- ・揺れが激しい場合は、揺れが収まってから火の始末をし、ガスの元栓も閉める。

④揺れが収まっても油断しない
余震が発生することもありません。揺れが収まっても油断せず、家族の安全や転倒しそうな家具はないかを確認しましょう。また、テレビやラジオから正しい情報を入手してください。



屋外で地震が起きたとき

①街頭では…

- ・カバンなどで頭を保護し、安全な場所に避難する。
- ・頭上の落下物に注意する。
- ・ブロック塀、門柱、自動販売機、建設現場から離れる。

②地下街では…

頭を保護し、身を低くして壁際に身を寄せる。暗闇でも壁伝いに移動すれば出入口にたどりつきます。

③デパートやスーパーでは…

- ・買い物かごで頭を保護する。
- ・商品棚から離れ、壁際に避難する。
- ・従業員の誘導に従う。
- ・階段で避難する。

④映画館や劇場では…

- ・座席をあげ、その場にしゃがみこみ、カバンなどで頭を保護する。
- ・従業員の誘導に従う。

⑤駅のホームでは…

- ・ホームから転倒しないように注意する。
- ・時刻表示板、蛍光灯、モニターカメラの下、自動販売機のそばから離れる。

⑥車の運転中では…

- ・揺れを感じても急停止しない。
- ・後続車に注意しながら徐々にスピードを落とし、車を左側に停車する。
- ・避難時は、キーを付けたまま車から離れる。

⑦海岸では…

揺れを感じたら直ちに高台などへ避難する。津波警報や津波注意報が発令される前に津波が来襲することもあります。

く消防豆知識く

『どうして119番なの？』

今では日本人の誰もが知る火災・救急などの緊急通報ダイヤル119番。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(8月末日現在)

種別	8月分			累計		
	火災 件数	本庁	0	0	本庁	4
中山		0	中山		1	
双海		0	双海		1	
救急出場 件数	本庁	133	175	本庁	896	1,217
	中山	14		中山	149	
	双海	28		双海	172	

火災・救急 → 119
火災 救急病院 案内 982-5959

しかし、昭和2年までは112番だったのです。では、なぜ現在の119番になったのでしょうか？
当時は黒電話であり、一刻を争う緊急のダイヤル時間の短い番号として指定されたのですが、ダイヤルに不慣れなためか間違い電話が多く、また、最後に9を回すことにより、落ち着いて話すことができるため、という理由で、現在の119番になったと言われています。

